

## 呉市公共施設等総合管理計画の見直しについて

### 1 経緯

令和4年4月1日付け総務省自治財政局財務調査課長通知により、総務省において同日付けで改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下「指針」といいます。）等を踏まえ、各地方公共団体において公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」といいます。）を見直すよう要請がありました。

改訂後の指針と本市の総合管理計画とを照らし合わせたところ、指針の改訂により新たに追加された内容について、記載事項が不足しています。

このため、所要の記載を総合管理計画に追加することとし、当該追加情報を記載した「追補版」を作成するものです。

### 2 見直しの概要

#### 脱炭素化の推進方針の追加（追補版 P49-3）

指針の改訂により、公共施設等の管理に関する基本的な考え方（本市の総合管理計画上は第3編第1章「公共施設の管理における実施方針」）の中に、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画（同法第21条第2項に掲げる事項について定める計画。以下「実行計画」といいます。）の内容を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進方針について記載することとされました。

なお、本市においては、令和5年3月策定の「呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」が実行計画に該当します。

本市の総合管理計画では、第2編第1章「3-2. インフラに関する基本方針」の中で、環境負荷の低減に係る記載をしていますが、公共施設については記載していないため、公共施設の管理における実施方針に「実行計画に定める温室効果ガス排出量の削減目標を踏まえ、太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備の導入、建築物の省エネルギー化、LED照明の導入等を推進し、脱炭素化に取り組んでいく」ことを追加します。